

民生委員・ケアマネージャー等の支援者のみなさまへ

ペットのこと

ご相談ください!!



ペットは本来、家族の一員やパートナーとして、飼い主さんの日々の生きがいとなるなど、その存在は大きなものです。

一方で、ペットの飼育放棄や多頭飼育崩壊といった社会的問題が発生しています。

その背景として、飼い主の高齢化や障がい、病気、貧困、孤立などの要因が複雑に絡み合っている場合があります。

様々な背景をもつペット問題を解決するために、動物愛護と社会福祉の担当機関が連携して取り組むことが重要と考えます。

## 安心してペットと暮らすための4つの備え

### 突然のできごとへの備え (ケガや病気による急な入院、災害発生時等)

- ✓ ペットの一時預かり先（親族・ペットホテルなど）を探しておく。
- ✓ 普段からペットを預ける練習をしておく。
- ✓ ペットの防災対策を行う。

### 今後の生活への備え (福祉施設への入所、長期入院等)

- ✓ 新しい飼い主を探しておく。
- ✓ ペットに関する情報や今後の希望をノートに記し、親族等に知らせておく。

### 生活環境を守るための備え

- ✓ ペットの数を増やさない。
- ✓ 日頃から部屋を清潔にしておく。
- ✓ ペットの世話や部屋の清掃を頼める人・業者を見つけておく。

### 適正に飼い続けるための備え

- ✓ **不妊去勢手術**を行う。
- ✓ ペットのしつけや健康管理を行う。
- ✓ 逸走防止対策と所有者明示を行う。  
(鑑札[犬]、迷子札、マイクロチップ等)

高齢や障がいのある飼い主のペット問題をいち早く察知できるのは、日頃から直接飼い主と関わる機会の多い民生委員やケアマネージャーの皆様です。

お困りの事例があれば、

『川口市保健所 生活衛生課 動物愛護係』

にご相談ください！



# ペットの飼育状況チェックリスト

飼い主さんが安心してペットと暮らすためには、問題の発生を未然に防止する、あるいは、深刻になる前に対応することが重要です。

自宅訪問の際など、以下のチェックリストに該当するものがありましたら、表面を参考に可能な範囲でアドバイスをお願いします。

特に、下線を引いた項目に複数チェックが入る事例を探知した場合には、川口市保健所 生活衛生課 動物愛護係にご相談又は情報共有をお願いいたします。

## ○飼い主に関すること

- 単身又は高齢者のみの世帯
- 親族と疎遠、又はいない
- 身体機能（特に足腰）の著しい低下
- 認知機能の著しい低下
- 自分で飼っていない犬・猫に餌付けしている

## ○ペットに関すること

- 複数のペットを飼育している 【犬： 頭 ， 猫： 頭】
- 不妊去勢手術をしていない（子猫、子犬が産まれている）
- 急に痩せた又は太った
- しつけができていない（攻撃性がある、無駄吠えがある等）
- 手入れがされていない（爪が異常に伸びている、体表が毛玉で覆われている等）
- 屋外で放し飼いにしている

## ○飼育環境に関すること

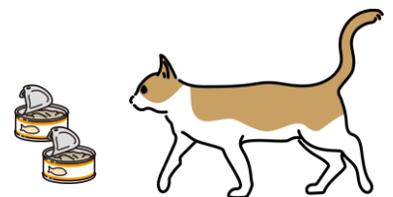
- 餌の食べ残しが放置されている
- トイレの清掃がされておらず、ふん尿が放置されている
- ノミ・ダニ等の衛生害虫が発生している
- 部屋が掃除されておらず、悪臭が発生している
- 近隣住民との交流がない
- ペットに起因する悪臭・騒音等で近隣住民から苦情がある

## 番外編

### 野良猫にエサを与えていませんか？

飼い主のいない猫へのエサやりは様々な問題が発生しやすく、近隣住民からの苦情・相談が多く寄せられます。トラブルを防止するために、以下の事項が守れているか確認いただくとともに、可能な範囲でアドバイスをお願いします。

- 不妊去勢手術を行い、繁殖を予防している
- 決められた時間に決められた量だけ与えている
- 食べ残しを放置していない
- トイレを設置し、周囲を清掃している
- 近隣住民の理解を得ている



## ○ペットの飼育に関する相談先

川口市保健所 生活衛生課 動物愛護係

〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3（鳩ヶ谷庁舎4階）

☎048-229-3979（受付時間 午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日・年末年始を除く）